

(案)

素材検知業務請負契約書

- 1 事業名 素材検知業務請負（前山国有林）
- 2 事業場所 山形県酒田市常禅寺字前山国有林 1 0 7 2 林班い小班外
- 3 業務内容、請負予定数量、請負予定単価及び請負予定金額

業務内容	請負予定数量	請負予定単価	請負予定金額
(1) の業務	7 0 2 m ³		
(2) の業務	2 6 0 m ³		
(5) の業務	1, 6 3 8 m ³		
計	2, 6 0 0 m ³		円
消費税			円
合計			円

- 4 事業期間 自 契約締結日の翌日
至 令和 7 年 1 2 月 1 2 日
- 5 契約保証金 免除

上記の請負事業について、発注者 分任支出負担行為担当官 庄内森林管理署長
松浦 博文（以下「甲」という。）と請負者（以下「乙」という。）
とは、本契約書及び令和 7 年 7 月 1 4 日に交付した素材の検知業務請負契約約款に
よって契約を締結し、この契約の証として本書 2 通を作成し、双方記名押印の上、
各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者「甲」 山形県鶴岡市末広町 2 3 番 3 7 号
分任支出負担行為担当官
庄内森林管理署長 松浦 博文

請負者「乙」

特約事項

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について遵守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約に係る作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、素材の検知業務請負契約約款第6条により対応する。